

広報

No.671

ONGA



おんが

'98 3.25
お知らせ版



山がざわめき始める

新緑の息吹が

すぐ耳もとにまで届く

野原で虫たちがうごめき

名も知れない花が

鮮やかな色をつける

春は小さな命の誕生であふれかえっている

くらしの

LIVING INFORMATION

情報



資源保護のため
あき缶は
リサイクルへ

役場 293-1234

新町月極駐車場 契約者募集

- 募集期間 3月26日～4月10日
- 募集台数 17台
- 料金 月額2,100円
- 申込み 総務課管財係
- ※先着順にて受付

わんぱく教室が
あります(テーマ)
みんなみんなおともだち!

- とき 4月14日(火) 午前10時～11時30分(受付11時前9時30分～10時)
- 対象 生後4か月児～就学前の乳幼児
- ところ 遠賀コミュニティセンター
- 内容 平成10年度の内容説明・保母さんのお遊び・育児交

流、予約制での言語訓練士による言葉の相談
●持ってくるもの 水筒、おしぼり、新聞紙、タオル
●料金 無料
●その他 動きやすい服装で参加してください
●問い合わせ 福祉課保健衛生係

4か月児健康診 査があります

- とき 4月9日(木) [受付] 午後1時10分～1時40分
- 対象 生後4か月～5か月児(平成9年11月から12月までに生まれた乳児)
- ところ 遠賀町中央公民館
- 内容 医師による診察、身体測定、保健婦・栄養士による健康相談
- 持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル
- 料金 無料
- その他 対象者には個人通知し

新築県営住宅 の入居者募集

- 募集住宅 有田団地(前原市)、田主丸団地(浮羽郡田主丸町)、城島団地(三潞郡城島町)、高坊団地(北九州市小倉北区)、尾倉団地(京都郡荊田町)、久福木団地(大牟田市)
- 募集期間 3月31日(火)まで
- 申込書配布場所 県住宅供給公社、北九州県営住宅管理事務所、遠賀町役場総務課
- 申込み・問い合わせ 県住宅供給公社県営住宅管理部
☎092(713)1683
(福岡市中央区天神五丁目3-1)

妊婦相談が あります

- 問い合わせ 福祉課保健衛生係
- とき 4月6日(月) 午後1時30分～3時30分(受付11時午後1時20分～1時30分)
- ところ 遠賀町役場
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操とお産の補助動作
- 持ってくるもの 印鑑(当日母子健康手帳を受け取る人)
- 料金 無料
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

遠賀町役場事務 アルバイトの登録を 受け付けています

遠賀町役場では、事務のアルバイトを希望される人の登録を随時受け付けています。履歴書を添えて総務課人事係へ申し込みください

こいのぼり&ぬいぐるみを寄付 してください!

社会教育課では、平成10年度の子どもまつりに向けて、こいのぼりとぬいぐるみの寄付を募っています。ご家庭で眠っているこいのぼり、ぬいぐるみがありましたら、ご連絡ください。

下水道課からのお知らせ 浄化槽をお使いのみなさんへ 年に1回、浄化槽の検査を受けましょう

すべての浄化槽管理者には、浄化槽法により、浄化槽が適正に機能しているかどうかについて、検査を受けることが義務づけられています。

身近な川や海をきれいにするため、この検査を必ず受けてください。なお、検査は県知事が指定した左記の検査機関が実施しています。また、検査手続きは、浄化槽の保守点検・清掃業者に依頼することができますので相談してください。

- ◆指定検査機関 (助)福岡県浄化槽協会 福岡県粕屋郡篠栗町大字乙犬九六六一 ☎092(947)1800

●問い合わせ 下水道課

ひとのうごき

平成10年2月末日現在()は前月比

世帯数 6,243 (+8)

人口 19,775 (+6)

- 男… 9,405 ●女… 10,370
- 転入… 62 ●転出… 48
- 出生… 7 ●死亡… 15

教育係 ☎(293)1234
内線357

4月1日から遠賀町手数料条例が 次のとおり改正となります



◇住民票の写し	1通につき300円	地形図 2,500分の1	1枚につき800円
◇身分に関する証明	1通につき300円	5,000分の1	1枚につき400円
◇戸籍の附票の謄抄本	1通につき300円	その他	1枚につき300円
◇印鑑登録証明書	1通につき300円	◇公簿、図面等の閲覧は、それぞれ1人1回（次に定める件数等による）につき300円	
◇土地に関する証明	1通につき300円	住民票の1回とは、1世帯	
◇家屋に関する証明	1通につき300円	土地課税台帳の1回とは、10筆まで	
◇租税および公課に関する証明	1通につき300円	家屋課税台帳の1回とは、1所有者	
◇その他の事項に関する証明	1通につき300円	地籍図の1回とは、5枚まで	
◇公簿、地籍図等の写しの交付		その他の公簿、図面等の1回とは、町長が別に定めるものを除き、1時間まで	
地籍図 500分の1	1筆または 1枚につき300円		
地籍集成図 1,000分の1、2,500分の1	1枚につき800円		

●問い合わせ 税務課、住民課（住民係）

身体障害者相談日 変更のお知らせ

平成9年度から開設しました身体障害者相談日の開設を、4月から社会福祉協議会主催の心配ごと相談所開設に合わせて、同じ日に行うよう次の通り変更しましたのでどうぞご利用ください。

●とき 4月、7月、10月、1月（年四回） 第二日曜日 午後1時～4時

●ところ ふれあいの里センター
●問い合わせ 身体障害者福祉協議会 西久保泰代さん ☎（293）1794

初乗り料金を補助します 福祉タクシー料金補助支給制度 4月1日から募集します

●対象者 遠賀町に居住し、住民基本台帳（外国人登録原票を含む）に記載されている在宅の重度心身障害者（身体障害者手帳の一級または二級・療育手帳の「A」特定疾患医療受給者証の交付を受けている人）で、平成9年度（8年分）の町民税が非課税の方。

●補助額 利用券一枚につき、基本料金の額。（初乗り料金分）

●利用券交付枚数 一年度中（4月～翌年3月）で二十四枚。人工透析を受けている人は四十

八枚。

●持参品 印鑑と手帳（身体障害者手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証）

●問い合わせ 福祉課福祉係 ☎（293）1234 内線289

中央公民館の図書室臨時職員を募集します

●仕事の内容 図書室一般業務および相談業務

●応募資格 町内に住む図書司書の資格を持った人で、土・日曜日も勤務できる人

●募集人員 若干名
●勤務時間 火曜日～土曜日の午前9時30分から午後6時まで、日曜日は午前8時30分から午後0時30分まで（交替制で月に8日程度）
●申込み 履歴書に写真を添付して、4月10日（金）までに遠賀

春の交通安全県民運動 マナーアップふくおか

期 間

平成10年4月6日（月）～4月15日（休）

運動の重点

- ①子供と高齢者の交通事故を防止しよう
- ②シートベルトの着用を徹底しよう
- ③交差点交通マナーを高めよう

遠賀町社会福祉協議会 業務日変更のお知らせ

4月1日から社会福祉協議会は、ふれあいの里センターの休館日にあわせて毎週月曜日が休日となります。火曜日から日曜日までは午前8時30分から午後6時まで業務を行います。

町教育委員会社会教育課に提出してください。
●問い合わせ 社会教育課公民館係 ☎（293）1355

法務局から交付手数料改定のお知らせ

4月1日から不動産・商業法人登記簿の謄抄本、会社の印鑑証明書等の交付手数料が次のとおり改正になります。

◆謄本・抄本、登記事項証明書
旧 新
八百円 ↓ 千円

◆登記簿の閲覧、登記事項要約書
旧 新
四百円 ↓ 五百円

◆印鑑証明書
旧 新
四百円 ↓ 五百円

※なお、詳しいことは最寄りの登記所の窓口でお尋ねください。

国民年金には20歳から60歳になるまでの職業・収入を問わず、すべての人が加入します。

第1号被保険者



農林漁業・商業・サービス業などの自営業の人、自由業の人、無職の人、20歳以上の学生、以上の人の妻。夫の扶養になっていない妻など。

第2号被保険者



厚生年金や共済組合に加入している会社員。

第3号被保険者



厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者。(健康保険の被保険者になっている配偶者のことです。)

国民年金保険料



保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上(保険料免除期間やカラ期間を含む)の保険料を納める必要があります。

月額 13,300円 (平成10年4月から)

付加保険料 月額400円 (第1号被保険者で希望者のみ)

国民年金保険料は、基礎年金(老齢・障害・遺族)を支払うための大切な財源です。基礎年金は将来にわたり生活の基礎的部分をまかなうものですから、その年金額の値打ちが守られるよう物価の上昇に応じて毎年4月に年金額の改定が行われるほか、少なくとも5年ごとに生活水準の向上にみあう年金額の見直しが行われます。また、このように物価上昇や生活水準の向上による年金額の引き上げに照らして、保険料も段階的に引き上げられることになっています。

現在、年金を受けている人たちの暮らしを支え、将来私たち自身が年金を受け取るべき年金の値打ちを確かなものにするための保険料引き上げです。どうぞご理解ください。

**便利でお得な前納制度
があります**

国民年金保険料の前納を利用されると、毎月納めに行く手間が省けるうえに保険料の割引があります。4月に平成11年3月までの一年分を前納する場合の保険料額は次の表のとおりです。

	定額保険料では	定額保険料+付加保険料では
毎月納めた場合	[13,300円×12月] 159,600円	[(13,300円+400)×12月] 164,400円
前納した場合	155,750円	160,430円
割引される額	3,850円	3,970円

※前納は、4月30日(木)までに

納付組織で納めると奨励金を交付します

五人以上の納付組織を作って、国民年金保険料をまとめて納付すると、徴収総額の二%の奨励金を交付します。お得ですので、ご近所の人や、お知り合いの人と納付組織を作りませんか。

●申し込み手続き●

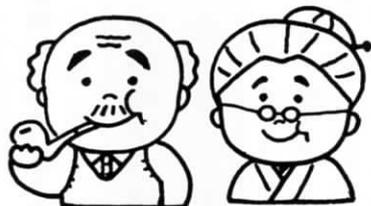
申込用紙は、指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口を用意しています。下記のものをご持参のうえ、お申し込み手続きをしてください。

- ①預金通帳
- ②預金通帳届出の印かん
- ③国民年金保険料納付書

国民年金

保険料の納付は
便利で確実な

口座振替で



問い合わせは
遠賀町役場 住民課 国保年金係へ
☎(293) 1234 内線222・291

4月期の支払いが4月10日(金)から始まります。4月期分を受け取られたら、すぐに老齢福祉年金証書を役場国保年金係に提出してください。

8月に受け取る年金額を記入するための大切な届け出です。必ず守りましょう。

老齢福祉年金

国民年金・厚生年金等の老齢基礎年金とは、異なりますのでご注意ください。

支払いは**4月10日**から

受け取った後は年金証書の提出を忘れずに!!

廃品（資源ごみ）回収実施団体への

奨励金交付を行っています

使い捨て時代と呼ばれる現在は、ごみの量が増えるばかりでなく大切な資源を食いつぶし、まだ利用できるものまでわざわざお金をかけて灰にし、埋め立てしています。

遠賀町では、ごみの減量と資源化のために平成3年度から廃品回収実施団体への奨励金制度をおこなっています。

奨励金交付団体の登録は4月30日まで

奨励金を受けるためには、登録が必要です。現在、継続的に廃品回収をしている団体やこれから始めようとする団体は、4月1日（水）から4月30日（木）までに役場保健衛生係へ届け出てくださいます。登録は、一年度ごとの更新制です。



対象団体は営利を目的としない団体です

奨励金制度の対象となる団体は、資源ごみの集団回収を継続的に実施する町内の自治会、子供会、婦人会、老人会、その他の団体で、営利を目的としない団体に限りです。

対象となる品目は紙類・布類・鉄類・ビン類の4種類です

紙類・布類・鉄類・ビン類について奨励金を交付します。

奨励金は各団体の活動費など有意義に活用してください

平成9年度は二十八団体を中心となつて資源ごみの回収を行っていましたが、町中にもっと資源ごみ回収の輪が広がってほしいと考えています。

奨励金制度の概要

○資源ごみ集団回収団体の届け出（4月30日まで）
 ※届け出をもとに登録します。（登録は単年度のみ有効）



○資源ごみ回収活動（廃品回収）

○リサイクル業者への売却

※業者から品目別数量・売却明細書を受け取ってください。

○奨励金交付申請書を役場保健衛生係へ提出

※交付申請書に必要事項を記入し、明細書といっしょに提出してください。

○奨励金交付決定通知書

※代表者へ通知します。

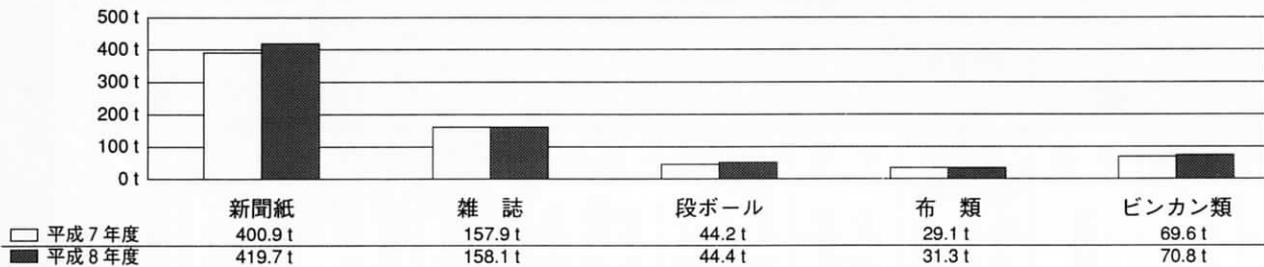
○奨励金交付

※『役場窓口受け取り』又は『金融機関振込』

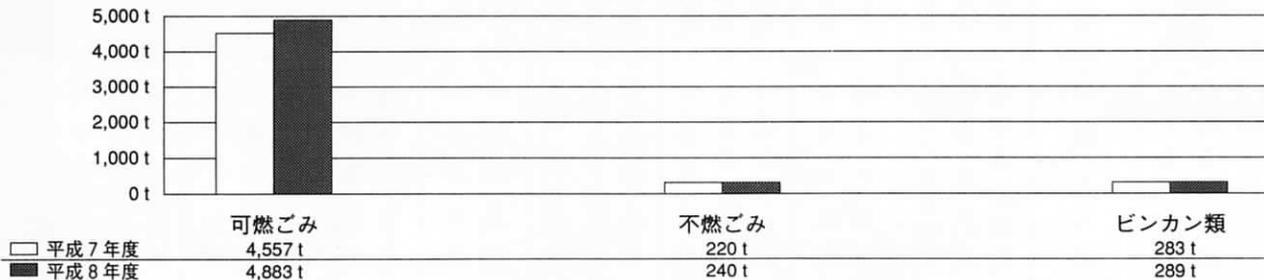
●申請・問い合わせ先
 福祉課 保健衛生係

☎（293）1234

集団回収



定期回収



愛犬家のみなさんへ…



狂犬病の予防注射と登録は忘れずに

今年もワンちゃんにとって、大切な時期がやってきました。注射はほんの一瞬ですがお手間は取らせません。それから、ワンちゃんの住民票である登録も一緒にするので、迷子になっても安心ですね。(登録は生涯に一度限りです)

注射は生まれてから91日以上の飼育犬が受けてください

注射は生後91日から受けられます。生後91日未満のワンちゃんには91日以上たってから受けて来ててください。また、注射当日体調が悪かったり、ご主人様の言うことを聞かないで騒いでいる愛犬は、受けられない事がありますのでご注意ください。

※必ずワンちゃんを取り扱いができる人が連れてきてください。

個別に注射を受ける場合は遠賀町内で受けてください

各地区の公民館(公園)で実施しますが、都合のつかない場合は動物病院で受けてください。

・おなが動物病院

遠賀町大字広渡一七八四一二

(新町3号線バイパス下)

☎(293) 2011

各地区を次の日程で回ります

どの地区でも受けることができます

ますので、都合のいい日を選んで来ててください。なお、料金は注射のみが2890円、注射と登録両方で5890円です。

平成7年度から登録制度が変わったことをご存じでしたか

いままでは毎年一回の登録と注射が義務付けられていました。しかし、平成7年度から登録は生涯一回でよくなりました。つまり一回登録をした犬は、平成8年度からは注射のみ受ければよくなったのです。

死亡・譲渡などをお知らせください

ハガキの内容に誤り、変更などありましたら、役場保健衛生係にお知らせください。



平成10年度狂犬病予防注射日程表

4月28日 (火)		4月22日 (水)		4月20日 (月)		4月17日 (金)		4月15日 (水)		4月13日 (月)														
午前	午後	午前	午後																					
10時10分～11時00分	2時20分～2時40分	10時00分～11時40分	2時00分～2時40分	10時00分～11時30分	1時20分～1時30分	10時45分～11時30分	2時50分～3時00分	10時00分～11時30分	10時40分～11時05分	11時15分～11時30分	10時00分～11時45分	2時00分～2時50分												
役場車庫前	今古賀公民館	松ノ本公民館	田園公民館	東和苑公民館	遠賀川保育園前	旧停公民館	浅木公民館	老良公民館	千代丸公民館	若葉台公民館	木守公民館	緑ヶ丘(東町)公民館	美善区半田ヶ崎運動公園	虫生津公民館	新町公民館	廣渡公民館	尾崎公民館	鬼津公民館	緑光苑大公園	別府公民館	上別府公民館	道官集会所	若松公民館	島津公民館